

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

伊那市

2 構造改革特別区域の名称

伊那市地域共生型福祉特区

3 構造改革特別区域の範囲

伊那市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 伊那市の障害者施策の状況

伊那市では、「市民、事業者、市が連携して支えあい、障害者が必要なサービスを利用しながら、主体的に自己実現をすることのできる地域社会をめざしていくこと」を障害者施策の基本理念として、「自己決定の尊重」「多様なサービスの提供」「すべての人のための平等な社会づくり」「地域福祉や地域ネットワークの推進」するため、これまで様々な障害者施策を実施してきた。

障害者を囲む環境についても、平成18年度に施行された障害者自立支援法は、自己決定と自己選択の尊重と地域生活移行の推進のためのサービス基盤整備を障害福祉計画の基本理念として定めている。住みなれた地域や家庭で自立した暮らしを営み、社会参加を促進していく意識が高まってきている。ことに伊那市は、障害者の入所施設である西駒郷が隣接する駒ヶ根市・宮田村にあり、これらの施設から地域移行の一層の促進が図られようとしている。

しかし、現状では、障害者の日常生活を支える日中活動系事業所の絶対数が不足して、障害者が地域へ移行しても、十分なサービスを提供できる状況ではない。

伊那市内の日中活動系事業所の施設数

(平成19年4月1日現在)

施設の種別		施設数
日中活動系事業所	生活介護・自立訓練 等	2
	基準該当生活介護・訓練	5
	児童デイサービス	2
	日中一時支援	6
	タイムケア事業	5

(2) 伊那市における小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況

伊那市における小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況は、当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所「コムスンやわらぎ伊那」のみである。

(3) 障害者の生活介護事業所の必要性

平成18年10月1日の障害者自立支援法の福祉サービスの新体系への移行により、重度の在宅障害者の日中活動の場として、生活介護事業が位置づけられている。

しかし、上伊那圏域内の指定通所生活介護事業所は、上伊那福祉会が運営する「大萱の里」のみであり、将来的に6名しか受け入れることができない。また、障害者が高齢者デイサービスを利用する場合について、基準該当生活介護及び基準該当自立訓練事業とされており、現在伊那市内で5事業所が基準該当事業者登録をし、障害者の受入を行っているが、各事業所共受入可能な障害者の人数は1名～2名程度である。このように、障害者の受入対象人数が絶対的に不足しており、地域生活移行への障害となっている。

小規模多機能型居宅介護事業所は、日常生活圏域内でサービスの利用・提供が行われる地域密着型であることが大きな特徴となっている。そのため、身近な地域の中で障害者のニーズに柔軟に対応したサービスの展開が可能となる。また、身近な地域で地域住民の目に触れながら、高齢者と障害児(者)を区別することなく福祉サービスを提供していくことは、地域福祉を核とした新たなコミュニケーションの場として有効である。

よって、本市において特定事業934(指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業)を実施し、指定小規模多機能型居宅介護事業所に当該特例措置を適用して、障害児(者)と高齢者を区別することなくサービスを提供していく必要がある。

(4) 構造改革特別区域計画の範囲である伊那市の特性

構造改革特別区域計画の範囲である伊那市の人口と障害者手帳保持者数は次のとおりである。

(平成19年4月1日現在)

人 口	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳
71,309人	2,366人	384人	219人

身近な地域でサービスを提供するための基盤整備についても住み慣れた地域での生活を継続したいとしている障害児(者)の意向にも十分対応が出来ていない状況にある。

こうしたことから、伊那市において、当該特例措置により、地域に密着した指定小規模多機能型居宅介護事業所において、障害児(者)に対し福祉サービスを提供していく必要がある。

5 構造改革特別計画の意義

本市が平成19年3月に策定した「伊那市障害福祉計画」では、地域移行の推進により、1日の利用者を今後6年間で現在の3倍を超える80人と見込んでいる。将来的には指定生活介護事業者の育成も必要になるが、直ちに地域移行を望む障害者の数も少なくなく、自宅や地域で生活している障害者で日中活動の場の必要な障害者が多くいる。このようなニーズに応え、障害者の自立を支援していくためには、身近な地域でのサービス基盤の充実が不可欠となる。

構造改革特別区域計画の認定により、指定小規模多機能型居宅介護事業所を障害児(者)が利用できるようになることから、身近な地域の中で障害児(者)が利用できる社会資源の増加につながり、障害児(者)の地域での自立を支援していくことになる。

- (1) 住み慣れた地域にある指定小規模多機能型居宅介護事業所で障害児(者)がサービスを受けることが可能になる。
- (2) 高齢者、障害児(者)が同じ事業所で、小規模な家庭的雰囲気の中でサービスを受けることが可能になることにより、交流の輪が広がり共生の意識が生まれる。
- (3) ノーマライゼーションの意義が促進されることにより、地域コミュニティの推進から障害者と高齢者が地域の中でいきいきと生活できる環境が造成される。
- (4) 今後、他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の進出を促し、福祉ビジネス機会の拡大が期待でき、経営の安定化を図ることができる。
など大きな意義がある。

6 構造改革特別区域計画の目標

伊那市では、平成16年度に「伊那市障害者計画」を策定した。そして平成17年3月31日に、旧伊那市・高遠町・長谷村と市町村合併を行い、新「伊那市」において平成19年度・20年度に改めて「新伊那市障害者計画」の策定を予定している。「完全参加と平等」をテーマに、リハビリテーションとノーマライゼーションを推進するよう、施策の現状と課題を整理する中で、具体的な計画の推進のため、障害者に関わる様々な施策を進める予定である。

また、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的とした障害者自立支援法の精神にのっとり、

- 1 障害者の自己決定と自己選択の尊重
- 2 市町村を基本とした仕組みへの統一と3障害の制度の一元化
- 3 地域生活移行と就労支援の課題に対応したサービス基盤の整備

の3点を基本とする、自立と共生のまちづくりを進め、障害者のすみやすい地域社会の実現を目指した「伊那市障害福祉計画」を、平成23年度までを計画期間として、平成18年度に策定した。この計画の中で、地域移行の課題に対応したサービス基盤の整備は、自宅や地域で生活している障害者の生活設計に欠かせないものであり、施設から地域へと移行するため不可欠なサービスであると位置づけている。したがって、地域での暮らしを望む障害児(者)の暮らしを支援するサービス基盤の充実が今後ますます重要になってきている。

そこで、これらの課題に対応していくための施策として、地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所で障害児(者)へのサービスの提供を可能にするため、特定事業934(指定小規模多機能型居宅介護事業における障害児(者)の受入事業)を実施し、高齢者と障害児(者)を区別せず、身近な地域で多様なサービスを提供できる環境を構築し、地域福祉を核とした新たなコミュニティの創造を推進していくものである。

また、高齢者だけでなく障害児(者)にもサービス対象を拡大していくことは、事業の効率化と安定化につながり、NPO等多様な事業主体の参入を促進するものであり、福祉

サービスによる地域の活性化が図られるものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 障害児(者)サービスの向上と負担の軽減

指定小規模多機能型居宅介護事業所を障害児(者)が利用することが可能になるとともに、高齢者と障害児(者)が同じ事業所でサービスを受けることにより、障害児(者)と高齢者の交流が進み、相互理解によりコミュニティの形成が図られる。

また、身近な地域内の事業所のサービスを受けられることで障害者の負担の軽減を図ることができ、障害児(者)の住み慣れた地域での自立のための支援が可能になる。

(2) ノーマライゼーションの意識の浸透・地域コミュニティの構築

身近な地域で高齢者も障害児(者)も対象とした多様なサービスを提供する拠点が整備され、地域住民の目に触れていくことは、ノーマライゼーションの意識の浸透・啓発につながるとともに、地域福祉を核とした新たなコミュニティの形成へと発展していく可能性を持つものである。

(3) 計画区域内でのサービス供給量の増大

当初から、この特例措置の適用を受けることを想定している事業所においては、3名程度の障害児(者)の受入れを予定している。平成18年度に策定した「伊那市障害福祉計画」によれば平成23年度までに、地域移行により生活介護事業の必要な障害者の利用は3倍から4倍を予定しており、福祉ビジネスの機会が増大することが見込まれる。

8 特定事業の名称

934

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) タイムケア事業

在宅の重症心身障害者等の介護者が一時的に家庭において、介護できないときに登録介護者事業者等に委託して介護サービスを提供する。

(2) 在宅障害児(者)日中一時支援事業

指定小規模多機能型居宅介護事業所等で、一時的に見守り等の支援が必要な障害児(者)の日中における活動の場を提供する。

(3) 高齢者デイサービス事業への障害者生活介護・生活訓練・児童デイの受入

介護保険法における指定通所介護所へ障害児(者)を受入れて生活介護・生活訓練・児童デイのサービスを提供する事業を実施している。

別紙

1 特定事業の名称

934

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

2 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 事業の内容

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所で、登録定員及び利用定員の枠内で、かつ、本来の利用対象者のサービス利用に影響のない範囲内で、障害児（者）を受け入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの。

(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

(ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称：株式会社 コムスン

住所：東京都港区六本木六丁目10-1

(イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：コムスンやわらぎ伊那

住所：長野県伊那市伊那部1845番地

(3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要

特区内で既に障害児（者）に対するサービスを提供している事業所の職員を講師として招き研修会等を開催するとともに、障害児（者）施設と特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所との情報交換・実習の場等を設け必要な技術的支援を行い、サービスの質的向上に努める。

当初から本特例措置の適用を予定している「コムスンやわらぎ伊那」は隣接する「コムスン伊那ケアセンター」において障害者自立支援法に基づくサービスを提供している実績を有している。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

伊那市では、介護が必要な障害者に対して、基準該当生活介護・生活訓練事業者の

事業認定（介護保険法における指定通所介護所へ障害児（者）を受入れて生活介護・生活訓練・児童デイのサービスを提供する事業）を行い、高齢者デイサービス事業者によって、障害者が地域での暮らしをできるだけ継続していけるように指定を行うことで、身近な地域の中で障害者のニーズに柔軟に対応したサービスの展開が可能となっている。また、身近な地域で地域住民の目に触れながら、高齢者と障害児（者）を区別することなく福祉サービスを提供している。

一方、伊那市における障害者の生活や日中の活動を支援する日中活動系事業所設置状況は次のとおりであり、障害児（者）のニーズに十分対応しているとはいえない状況である。

（平成19年4月1日現在）

施設の種別		施設数
日中活動系事業所	生活介護・自立訓練 等	2
	基準該当生活介護・訓練	4
	児童デイサービス	2
	日中一時支援	6
	タイムケア事業	5

小規模多機能型居宅介護事業所については、地域において、通所による送迎もあわせたサービスを提供できることから、小規模多機能型居宅介護事業所で、障害児（者）に対するサービスを展開していくことは、障害児（者）の地域生活の支援に資するだけでなく、新たな地域福祉の拠点の創造につながり、地域の福祉基盤の強化を図る上で極めて有効であると考えられる。このため、伊那市では、障害者、高齢者等の対象者を限定せずに誰でも利用できるような多機能型・共生型サービス等新たな福祉サービス事業の展開を推進することとして、現在「新伊那市障害者計画」の策定を進めているところである。

また、身近な地域で多様なサービスを提供する拠点が整備され、地域住民の目に触れていくことは、地域福祉を核とした新たなコミュニティの形成へと発展していく可能性を有するものと考えられる。

そこで、規制の特例措置として、指定小規模多機能型居宅介護事業所で障害児（者）の受入事業を行うことは、「市民、事業者、市が連携してささえあい、障害者が必要なサービスを利用しながら、主体的に自己実現をすることのできる地域社会をめざしていくこと」を障害者施策の基本理念として、「自己決定の尊重」「多様なサービスの提供」「すべての人のための平等な社会づくり」「地域福祉や地域ネットワークの推進」のまちづくりを進める本市において、極めて有効な施策であり、障害児（者）に対する住み慣れた地域での福祉サービスを提供していく必要がある。

（２）要件適合性を認めた根拠

コムスン

（ア）指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員

及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 25人
- ・通いサービス利用定員 15人
- ・宿泊サービス利用定員 5人

通いサービスの利用定員は15人で、推計した利用者数は9人

障害児(者)の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしている。

(イ)居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ア 居間及び食堂の合計面積 49.63㎡

イ 基準上の必要面積 45㎡(3㎡×15人)

(ウ)一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造はプライバシーが確保されるものでなければならない。

ア 個室 5室

イ 各個室の床面積 7.43㎡以上

(個室床面積の合計：39.38㎡÷5 = 7.87㎡)

ウ 個室以外の宿泊

(エ)指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

通いサービス利用定員15人、利用者数9人の施設

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	8		1			1
非常勤(人)	8		0			
常勤換算後の人数(人)	10					
基準上の必要人数(人)	6		1		1	
適否	適		適		適	